

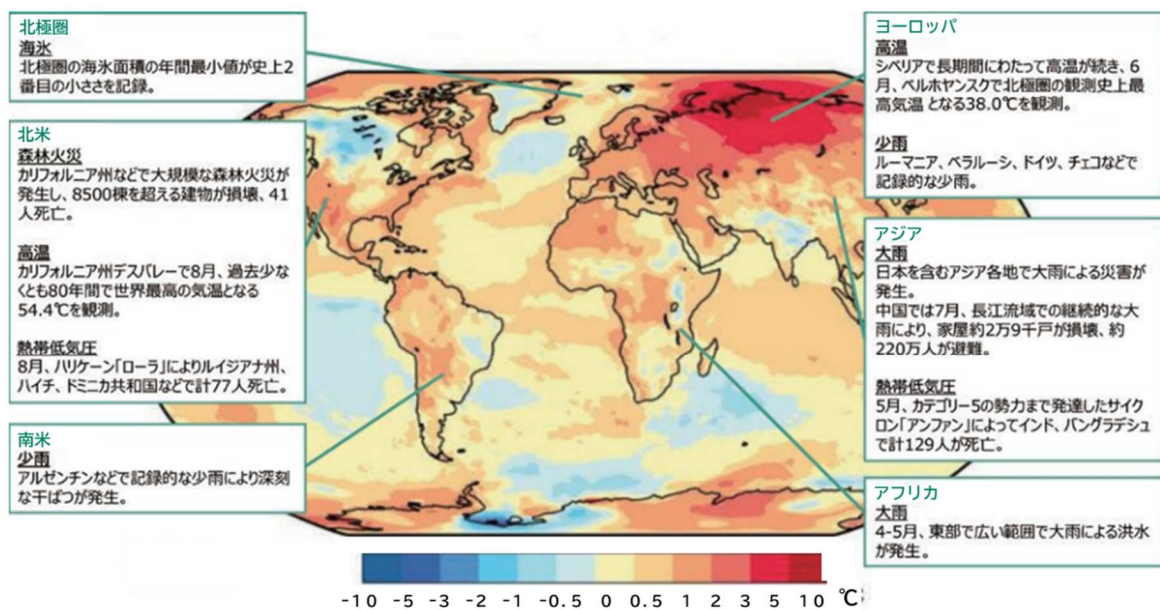
## 第1章 計画策定の背景

入間市地球温暖化対策実行計画(以下「本計画」という。)は、地球温暖化対策推進法(以下「温対法」という。)第21条第3項で規定されている地方公共団体実行計画において、温室効果ガスの排出の抑制などを行うための施策に関する事項を定める計画となります。

### 第1節 策定の主旨

近年、世界各地で、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、地球温暖化による影響がより顕著に現れています。異常気象により、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、様々な影響が現れており、人々の生活、自然環境、経済、社会にも重大な問題を引き起こしています。

日本でも、令和4(2022)年6月26日17年ぶりに最高気温の更新や、令和3(2021)年8月台風10号や12号を含めると、関東から沖縄まで記録的な大雨の発生など、様々な異常気象を観測しています。



1981-2020年の平均気温に対する2020年1月-10月の気温の偏差

資料：[WMO Provisional State of Global Climate in 2020] より環境省作成

図 1.1-1 令和2(2020)年の世界各地の異常気象

出典：環境省 令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

地球温暖化は、グローバルな課題であると同時に、私たちの生活とも密接に関係するローカルな課題でもあります。しかし、地域社会が直面する課題は環境問題だけではなく、少子高齢化および人口減少や働き方の大きな変化への対応などの課題も抱えています。これらの多様な課題を踏まえ、持続可能な地域社会を構築していくためには、市全体が環境、経済、社会を統合的に向上する社会生活へと変革していくことが不可欠です。

地球温暖化によって引き起こされる気候変動への対策の2つの要点は、「1.気温上昇の緩和」、「2.気候変動への適応」です。原因となる温室効果ガスの排出を抑制することで、気候変動を緩和すると同時に、既に起こりつつある、又は起こりうる気候変動の影響に適応し、被害のリスクを防止・軽減することで、生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全を図るとともに、人々と社会が本質的に変化していくことが求められています。

気候変動をはじめとした様々な課題に対する負担意識を持つのではなく、課題の解決に向け、多くの人々がその課題の本質に目を向けることで、変革が起こりえます。このような現状を踏まえ、本市においても、気候変動に対する本質的な取組が求められています。市民や事業者が気候変動対策に関心を持ち、本市とともに、温室効果ガスを排出しないエネルギーシステムへの転換などに取り組む必要があります。また、気候変動による様々な影響に備え、災害のリスク回避・軽減を図る適応策に、これまで以上に注力して取り組む必要もあります。



図 1.1-2 2つの気候変動対策

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

## 第2節 本計画の位置付け

本計画は、温対法で規定する地方公共団体実行計画において、温室効果ガスの排出量の抑制などを行うための施策に関する事項を定める計画であり、本市の上位計画や関連計画との整合を図っています。また、「気候変動適応法」や国の「気候変動適応計画」も踏まえ、適応策を進めます。

本計画では、本市を取り巻く社会経済状況の変化や気候変動を始めとする環境・経済・社会をめぐる広範な課題に対応するため、「第6次入間市総合計画」との整合を図り、「第3次入間市環境基本計画」の内容を踏まえ、関連する様々な環境分野における施策の方向性を与えるものとして、これまでの取組の継続と発展を踏まえた上で、今後の更なる取組の強化を図ります。

本計画は「入間市環境基本計画」に掲げる5つの基本方針の一つ「循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進」の実現に向けた施策の部門別計画に該当するもので、入間市SDGs未来都市計画の影響を受けるものとします。

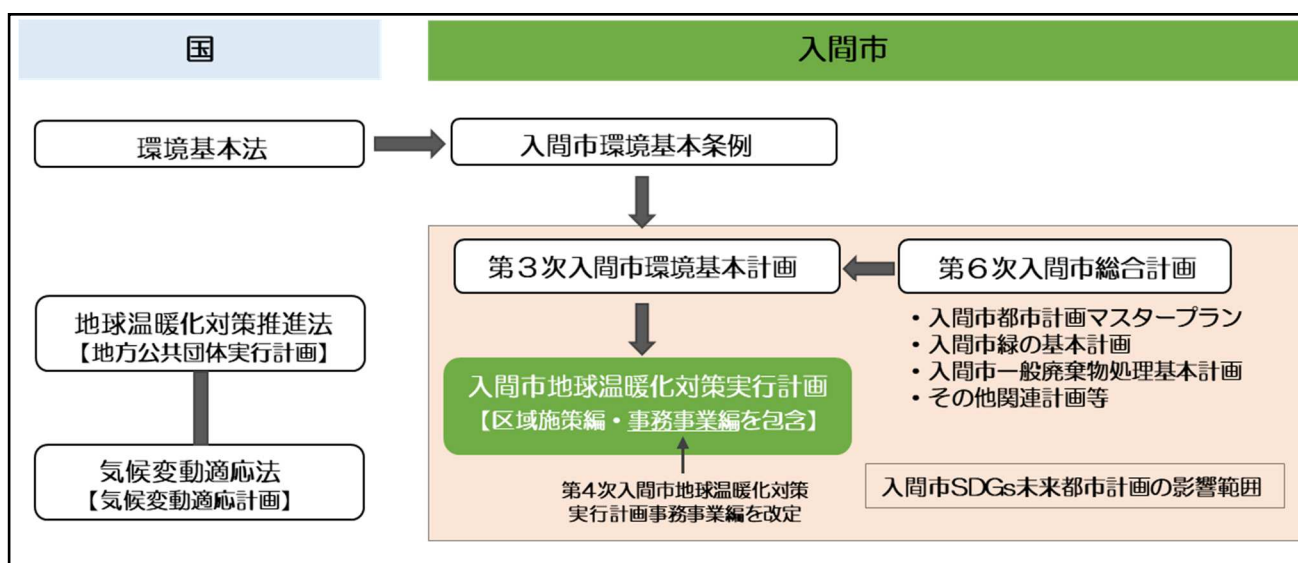


図 1.2-1 本計画の位置付け

## 第3節 本計画の期間および目標年度と基準年度

### 第1項 計画期間

本計画期間は令和 5(2023)年度～令和 12(2030)年度までとします。計画の見直しについては、計画の進捗や社会情勢を踏まえ実施します。

### 第2項 目標年度

目標年度	令和 12(2030)年度
------	---------------

国の地球温暖化対策計画の目標年度に合わせ、令和 12(2030)年度の二酸化炭素排出量の削減目標を設定し、その目標達成に向けた施策・取組を行っていきます。

### 第3項 基準年度

基準年度	国の地球温暖化対策計画に準拠し、基準年度は平成 25(2013)年度
------	------------------------------------